

○北秋田市総合戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北秋田市総合戦略会議（以下「戦略会議」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 北秋田市総合戦略の策定に当たり、広く市民から意見を聴取するため、戦略会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 戦略会議は、次に掲げる事項について、意見交換及び提言を行う。

- (1) 北秋田市人口ビジョンに関する事項
- (2) 北秋田市総合戦略に関する事項
- (3) その他総合戦略策定に関して必要と認める事項

(組織)

第4条 戦略会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、公募及び推薦の方法により選出し、市長が委嘱する。

(部会)

第5条 戦略会議に部会をおくことができる。

2 部会の組織・運営に関しては、戦略会議が定める。

(任期)

第6条 任期は、委嘱の日から総合戦略策定が終了する日までとする。

(座長及び職務代理者)

第7条 戦略会議に座長及び職務代理者を置く。座長は委員の互選によりこれを定め、職務代理者は座長が指名する。

2 座長は、戦略会議の会務を総理する。

3 職務代理者は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 戦略会議は、座長が招集し進行する。

2 戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(オブザーバー)

第9条 戦略会議は、若干名のオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、総合戦略に関し知見を有する者として、市長または座長が出席を求める。
- 3 オブザーバーは、座長の求めに応じて助言や意見を述べることができる。

(説明員の出席)

第10条 座長は、必要と認めるとき、戦略会議に諮り、説明員の出席を求めることができる。

(庶務)

第11条 戦略会議の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に必要な事項は、座長が戦略会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月24日から施行する。
- 2 第8条第1項の規定に関わらず、最初にかかれる会議は市長が招集する。